

9月県議会・大雨被害の復旧事業費盛り込んだ補正予算案など可決

9月定例議会は、6月と7月の大雨で被害が出た道路や河川の護岸の復旧事業費などを盛り込んだ一般会計の総額で37億2000万円余りの補正予算案を可決。

道路ののり面や河川の護岸などの復旧事業に21億3800万円、がけ崩れが発生した場所の2次災害や河川の氾濫を未然に防ぐ事業に11億1400万円、倒木や崩れた土砂の除去事業に4億700万円を盛り込んでいます。

また、ツキノワグマの出没が増えるなか、人身被害を防ぐためのパトロール回数を増やす事業などにおよそ440万円、来年開催される大阪・関西万博で、県がブースを出展する計画の策定費などに450万円、燃料高騰が続くなか、フェリー事業者を支援する費用に5370万円が計上されています。

一方で、上関町に関西電力(株)の使用済み核燃料を持ち込む中間貯蔵施設の建設反対を求める請願や、核兵器禁止条約を批准するよう政府に対して意見書を提出することを求める請願は、不採択になり残念でした。

中嶋みつお 県議会報告

第38号 2024年・秋季

発行所

中嶋光雄事務所
(社民党・市民連合)
本人携帯 090 9066 1845

〒757-0004
山陽小野田市山川675

電話 0836-39-6178
FAX 0836-39-6871
✉ nakashima_mitsuo@yahoo.co.jp

質問&答弁の概要



事と子育ての両立の難しさ等々の様々な課題がある。結婚・子育てには時間も金もかかり、不安だということだ。

人口減少問題

知事は、「若者や子育て世代からは、子どもを2人程度は持ちたいとの希望はあるが、経済的な負担感や子育て環境に不安を感じる」との認識を述べている。

いわば、少子化の背景には、未婚化・晩婚化、妊娠・出産期や子育て期の孤立感や負担感、子育てに係る費用負担、仕

村岡知事答弁・・・

若者が結婚を躊躇する理由の一つとして、所得が低いなど経済的な不安定さなどがあること

から、私は、若い世代の所得を増やすとともに、雇用を安定させていくことが重要と考えています。

このため、厳しい経営環境下にあっても賃上げができるよう、初任給や若年層の賃上げをした企業等に対して、最大100万円の支援をする

奨学金返還支援制度を創設した企業等に対して、60万円の奨励金を支給しています。

また、山口ごとセンターに専任のキャリアカウンセラーを配置し、個々の状況に応じたきめ細かな就職相談を実施するとともに、スキルアップ研修など、正社員を希望する方の雇用転換に取り組んでいます。

こうした取組に併せ、不本意ながら非正規で働いている方の希望や意欲・能力に応じた正規雇用労働者への転換や、待遇改善施策の充実について、全国知事会を通じて国に要望している

とっています。私は、人口減少問題の克服に向け、引き続き、若い世代の所得の向上につながるよう、取組を進めてまいります。

農業・農村政策を問う

(1) 食料・農業・農村基本法において、食料自給率の向上や適正な価格形成に関する、国の施策を問う。

食料自給率の向上については、現在、国において、具体的な施策を盛り込んだ基本計画を改定中であり、適正な価格形成については、新たな法制化を検討中です。

(2) 種子は、多国籍企業の外国産に頼っている品種が多く、種子の輸入が途絶えること作物も作れなくなるのに、種子の安定供給は謳われている。

食料安全保障の観点からも、種子の安定供給は重要と考えるが、国、県の認識と取組を問う。種子の安定供給についてです。

国では、民間ノウハウも活用して品種開発を強力に進める必要があるとの認識のもとで、種子の開発が進められています。県としては、農産物を生産する上で、優良種子の確保は重要な

であると認識しており、令和5年に「山口県種苗条例」を制定し、優良な種子などの安定供給に取り組んでいます。

(3) みどりの食料システム戦略は、将来にわたって食料の安定供給を図るために、持続的な食料システムを構築することが急務として策定されたが、戦略に基づく、農業分野における温室効果ガスの削減、化学農薬の使用量低減、有機農業の拡大の取組・支援の状況を問う。

県では、国の「みどりの食料システム戦略」に基づく計画を令和5年に策定し、温室効果ガスの削減に資する堆肥の使用を積極的に推進するとともに、化学農薬・化学肥料の使用量を低減した生産物を認証する「エコやまぐち農産物認証制度」の普及に取り組んでいます。

(4) 農林水産省は、2050年までに耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25% (100万ha) に拡大することを目指しており、この達成に向けた人材育成に農業大学の役割は重要だと考える。農業大学で有機農業を学ぶカリキュラムはあるか問う。

有機農業については、令和3年度に「山口県有機農業推進計画」を改定し、技術の確立・普及や、農業者の主体的な取組の支援などを行っているところで

農業大学では、有機栽培等への理解促進や、有機JASなどの認証制度に関する知識習得に加え、病害虫防除や、有機質肥料の使用方法など、有機農業に関する講義を行っています。

(5) 農業従事者が、有機農業を学びたいと希望したときに県普及指導員の指導や座学など学べる仕組みがあるのか問う。各農林水産事務所に担当職員を配置し、有機農業に関する技術的な相談対応や指導を行っています。

(6) 農業の持つ役割は、まさに公益事業だとの発想で、足元の資源を見直し、地産地消・地域循環型経済・ローカルな自給圏構築を進めるべき施策だ。と推奨する考え方がある一方、県における農業施策についての見解を問う。

県では、「やまぐち農林水産業振興計画」において、多様な人材や中核経営体の確保・育成、県産農林水産物のさらなる需要拡大、持続可能な生産供給体制の確立、基盤整備と防災力強化を図ることをしています。

この内、需要拡大に向けては、地産・地消の取組の強化を図るとともに、大都市圏や海外の現地ニーズに的確に対応した供給体制の整備などを進めています。

(7) 耕作放棄地の拡大に目を付けた業者の農地買いあさりや太陽光発電施設の増加や相続未登記農地(所有者不明農地)の点在する農村が増えている中、人・農地プランから地域計画の策定に向けた、県の取組を問う。

これまで、市町において、県内約350の地域で「人・農地プラン」が作成されてきました。令和4年度に、国は、農地利用等を明確化する「地域計画」の策定を法定化したところです。これを受け、県では市町と連携し、話し合い活動のサポートに加え、策定マニュアルの提示や

優良事例の紹介など、計画策定を支援しており、その結果、「人・農地プラン」に示された農地をほぼ取り入れた「地域計画」の策定が見込まれています。なお、所有者不明の農地については、農業委員会の告示、県による裁定等の手続きを経て、農地中間管理機構に貸し付けることで、担い手への集積を進めています。

(8) 太陽光発電については、農地に限らず、近年、件数の増加に伴ってトラブル事象が発生している地域があるほか、設置後の維持管理、設備の廃棄等に対する住民の不安が高まっており、加えて大規模施設等の設置による土砂災害の発生なども懸念されている状況にある。県として、「太陽光発電施設」の設置規制等に関する条例」を制定すべきであるが、見解を問う。

太陽光発電施設については、電気事業法や再エネ特措法に基づき、国が指導監督を行っているため、設置規制等に関する条例の制定については検討されるべきものと考えています。

質問&答弁の全文



農業・農村政策を問う(再質問)

スーパーでお米がなくなりお惣菜で済んだ。百姓は高く売りたい、消費者は安く買いたい。矛盾はエンドレスです。物財費などが高騰は無視され、米などは赤字販売を強いられ、百姓の跡継ぎや高齢化が農業を破壊している実態を直視すべきです。

このため、戸別所得補償制度の復活を政府に強く求める考えは「ございませんか、見解をお聞かせください。」

戸別所得補償制度は、農地の流動化を遅らせるなどの課題もあることから、農地の集

積や経営体の育成を進めている本県としては、この制度の復活を要請することは考えておりません。

「水田活用の直接支払交付金」の交付対象水田の見直しについては、水田率の高い本県にとつて影響が大きいことから、県としては、国に対し見直しを要望しているところで

年度	1. 農地利用件数・面積(太陽光発電施設)		2. 農地利用件数・面積(合計)	
	件数	面積(㎡)	件数	面積(㎡)
平成29年度	22	19,827	133	102,986
平成30年度	30	31,373	285	354,882
令和元年度	23	21,225	564	910,643
令和2年度	10	11,643	360	557,895
令和3年度	4	2,300	418	838,362
令和4年度	2	1,679	355	675,336
令和5年度	1	7	472	847,512
合計	92	88,052	2,850	4,892,292

年度	3. 太陽光発電施設が農地利用面積に占める割合	
	件数 (%)	面積 (%)
平成29年度	16.6	19.3
平成30年度	22.7	31.0
令和元年度	18.7	27.4
令和2年度	13.3	23.4
令和3年度	2.9	11.7
令和4年度	1.8	47.5
令和5年度	0.0	56.8
合計	13.3	49.9

土木建築委員会質疑 (概要)

○国道190号渡場交差点について

<道路建設課長>

- ・渡場交差点については、現状の交通量について、国道で12,360台/日程度、県道は、南側で1,723台/日、北側の方で2,618台/日程度の交通量となっている。
- ・周辺の様子は、今、県道津布田郡線の国道より北側で工事をやっている関係で、交差点の中で、右折車両が非常に卓越している状況にあり、交差点の混雑状況も、今、大変混雑している状況にあると思っている。
- ・これについては、災害復旧工事が、順次、規制が解除されるということで、交通の状況も回復していくものと考えている。
- ・ただ、国道190号等の交通渋滞の解消については、混雑状況の酷い主要渋滞箇所から順次、国の方でも調査等をしている状況にあり、この交差点については、そういう箇所にも上がっていないため、今、調査もされていない状況と考えている。

○桜川の浸水被害の現状と対策、大正川排水機場について 公共事業の事業評価について

<河川課長>

- ・桜川を含む大正川流域については、平成22年7月梅雨前線豪雨により甚大な被害を受けたことから、河川激甚災害対策特別緊急事業により、河川改修や排水機場のポンプ増設等を実施し、被害軽減に努めてきた。
- ・しかしながら、令和4年や令和5年の梅雨前線豪雨は、気象庁の東厚保雨量局において、24時間雨量が2年連続で観測史上最大を更新し、施設の能力を超える記録的な大雨であったことから、家屋等の浸水被害が発生している。
- ・県としては、現施設の能力を最大限確保するため、桜川の河川内の土砂や立木の撤去を毎年実施しており、今後も引き続き、浸水被害の軽減に努めてまいります。
- ・また、ソフト対策として、市と連携し、住民の避難行動に資する情報提供等の対策に取り組んでいく。
- ・当該事業は、厚狭川水系の河川改修事業に含まれるものとして、事業評価の対象となっており、今年度、再評価を実施したところであり、公共事業評価委員会より、意見をいただくこととしている。
- ・今後も、5年ごとに、当該事業の事業評価を実施していくこととしている。

○厚狭川右岸の災害復旧工事について

<河川課長>

- ・山陽小野田市の日本化薬厚狭工場前の護岸の災害復旧工事については、令和4年の台風14号、令和5年および令和6年の梅雨前線豪雨により、毎年続けて護岸が被災し、施工箇所が3箇所となったことに加え、各被災延長も長いことから、工事期間が長期化しているところ。
- ・工事の遅れの原因については、被災した3箇所のうち、1箇所において、護岸背面の土質が当初想定よりも不良であり、施工方法を変更せざるを得ない状況となったことなどによるもの。
- ・県道津布田郡線の通行止めについては、10月上旬に片側 交互通行へ切り替える予定としている。
- ・なお、災害復旧工事の進捗状況や、県道の通行規制については、地元自治会や厚狭工場に随時、情報提供しながら進めている。
- ・河川内に設置している大型土のうについては、あくまで 仮設であり、破損・流出した場合は、必要に応じて再設置するなど、適切に対応している。

○郡津布田海岸の護岸工事について、扉（陸閘）の設置について

<河川課長>

- ・郡、津布田地区海岸については、老朽化対策及び高潮対策の必要な約1.4 kmのうち、優先度の高い約260mの区間から実施することとしており、令和4年度より護岸の詳細設計を行い、令和5年度から食品加工会社前の約50mの護岸工事を施工しているところ。
- ・今後も、国の5か年加速化対策の予算等も活用しながら、必要な予算を確保して、工事を進めていくこととしている。
- ・委員指摘のものは、陸閘というものだと思うが、防潮堤は、堤防が高いため、壁みたいな形になるので、海岸への出入りが、陸閘を開放して入っていく形になる。一方で陸閘は弱点にもなるので、住民の方々の利用形態や要望等踏まえて検討させていただきたい。

詳細は↓
QRコード

使用済み核燃料「中間貯蔵施設」についてのお尋ねに
お答えします。
上関町における使用済み核燃料中間貯蔵施設については、現在はあくまでも、施設が立地可能なかどうか、その調査が実施されているところであり、県としての対応を申し上げる状況にはないものと考えています。

使用済み核燃料「中間貯蔵施設」についてのお尋ねに
お答えします。



海上から、上関原発建設予定地及び使用済み核燃料「中間貯蔵施設」調査地を視察
お尋ねの2022年の竣工期間延長の申請については、埋立工事に先立って実施する必要がある海上ボーリング調査において、調査地点付近で複数の船舶を停泊させる行為が継続してあったことなど、調査の実施に支障となる事実があったことを確認し、工事を期間内に竣工できなかった合理的な理由があると認められたことなどから、延長許可したものです。
県としては、埋立免許権者として、公有水面埋立法に基づき、適正に対処したところであり、中国電力の言い分だけを取り上げる不公平な扱いではなく、また

岩国基地における機體更新等を問う

オスプレイの配備に反対すべきとお尋ねです。
昨年11月に屋久島沖で発生したオスプレイの墜落事故について、国からは、事故原因に対応した安全対策を講じることにより、同種の不具合による事故を予防・対処することが可能との説明がありました。
また、本年3月の運用再開以降、日本国内において、新たなトラブル等の発生もなく、安全に飛行を行っていることなどから、国として、オスプレイの機體の安全性に問題ないとの見解が示されていると伺います。
オスプレイを含む航空機の安全性については、専門

的な知見を有する国の責任において確保されるべきものであり、また、国の説明については、一定の理解ができるものと考えられることから、県として、オスプレイへの機體更新に反対する考えはありません。
次に、日米地位協定を改定し、政府において、米軍機事故等に対する調査・権限が行使用できるよう求めるべきとお尋ねです。
日米地位協定の改定については、基地を抱える都道府県で構成する渉外知事会において、これまでも、事故時の日本側の権限を明確にするため、基地の外における日本国の当局の捜索や差押え、検証を行う権利の行使などについて、日米両政府に対し、要望している

と伺います。
県としては、引き続き、課題をともにする関係都道府県と連携し、国や米側に粘り強く働きかけてまいります。
詳細は↓
QRコード

長生炭鉱水没事故犠牲者の遺骨返還を問う
長生炭鉱の水没事故において、多くの方が亡くなられたことは大変痛ましく、改めて犠牲者の方々に哀悼の意を表します。
遺骨の収集、返還については、国の責任において対応されるべきものであることから、県ではこれまで、日韓親善と人道上の立場から、「刻む会」の皆様など

の御要望や御意見を国に伝えてきたことについて、県としては、引き続き、「刻む会」の皆様などからの御要望等を国に伝え、国による長生炭鉱犠牲者の方々の遺骨収集等が進むよう努めてまいります。
詳細は↓
QRコード

朝鮮学校の子どものための権利を問う
朝鮮学校の子どもの学ぶ権利に関する県の現状の認識についてです。
県としては、朝鮮学校を、学校教育法に定める各種学校として認可しており、その教育活動を妨げてはいないこと認識しています。
また、外国人の子どもについては、国籍を問わず、

公立の小中学校への入学が可能であるなど、教育を受ける権利について一定の保障がなされていると考えています。
次に、「子どもの最善の利益」を保障するには、子どもの国籍や民族、思想などは問われてはならないと思うが、県の見解はどうかとお尋ねしています。
この補助金は、県民との相互理解の増進を図ることを目的としたものであり、県民の理解が得られないとして補助金を支給しないことが、朝鮮学校の子どものためにするヘイトであるとの御指摘は当たらないものと考えています。
詳細は↓
QRコード

「奇跡の海」の保全について
(1) 国策の優先順位について問う
生物多様性国家戦略は、生物多様性条約と生物多様性基本法に基づく基本的な計画であり、人間の安全保障の根幹である生物多様性、自然資本を守り活用するための戦略です。
また、エネルギーは、国民生活の安定向上並びに国民経済の維持発展に欠くことのできないものであり、エネルギー政策は国家運営の基本です。
これらの政策は、国において責任を持って進められるべきものであって相互間に優劣はなく、県として優先順位はつけていません。

(2) 埋立免許の伸長許可について問う
お尋ねの2022年の竣工期間延長の申請については、埋立工事に先立って実施する必要がある海上ボーリング調査において、調査地点付近で複数の船舶を停泊させる行為が継続してあったことなど、調査の実施に支障となる事実があったことを確認し、工事を期間内に竣工できなかった合理的な理由があると認められたことなどから、延長許可したものです。
県としては、埋立免許権者として、公有水面埋立法に基づき、適正に対処したところであり、中国電力の言い分だけを取り上げる不公平な扱いではなく、また